

保 險 医 新 聞

1996年5月1日第3種郵便物認可

第436号(4)

奈良 保健医新聞

一発行所
奈良県保険医協会
〒630-8013
奈良市三条大路2-1-10
TEL (0742)33-2553
FAX (0742)34-9644
<http://www.nara-hokeni.jp/>
発行人 竹島廣憲
年額 4,500円／月400円・送料共
印 刷 きからしフム

新春特別

今年も始まります。本年1月から「ちょっと得する相続」のお話を3回シリーズに分けて連載します。今年のシリーズのテーマは「ザ・改正」です。

2019年から今までまな
改正が相続分野において予定
されています。民法の相続法
については36年ぶりに大幅に
改正され、本年から順次施行
されます。さらに、先月12月
18日には2019年度の税制
改正大綱が発表されました。
第1回目は相続税を中心とし
た税制改正大綱の内容につい

税制は昨年に引き
層に対する課税強
盛り込まれていま
方向性は個人が保
の強化へより一層
されます。

具体的には贈与
と相続税の土地減
が厳しくなります
課税とは、教育資
出産・育児の一括
す。例えば、教育
子や孫(29歳以下)
金を一括して贈与

き相続関連
続き、富裕
化策が多く
ます。税制の
所有する資産
進むと想定

一人当たりの非課税になれた金額を一定程度に活用できることから、今期限を21年ばす一方、教育資金の設けました29歳に相続非課税適用意が必要と土地の減価減の特例とは「小規模事業用建物等の非課税制度」のことを指す。この制度は、個人が自らの事業用として所有する建物等を、一定の条件を満たす場合に、その建物等の取得による課税を免除する制度である。

ります。まとまり度に非課税で贈与として、相続税対応の改正では贈与の3月末へと2年延べてきました。新たに所得制限、用途、年齢制限を。特に今後は23直前の一括贈与のを受ける場合は注なります。

業用宅地の特例とは、親から子へ事業を引き継ぐことを条件に、その事業用の土地を80%減額する特例です。その適用については、相続直前3年間に事業用とした土地は原則として対象外としました。これは、節税目的で相続直前に家業を引き継ぐ例が目立つことによる改正です。

一方、減税事項の改正項目についても触れておきます。減税は消費税増税に対する緩和措置と事業承継に関する事項です。消費税率10%への引上げ後の景気悪化を防ぐた

象は事業用の土地、建物、償却資産です。個人診療の事業者は、今後の動向についてぜひ注目すべき改正になります。

減税措置はあくまでも付きであり一時的です。」にも書いた通り、今後も層に対する課税強化は継続して間違いないません。の事を含めて、より良いを検討する必要があります。次回は相続法改正による続税率に与える影響について話します。

（相続税関連を中心にして）

2019年税制改正大綱を読み解く

住宅資金の贈与について
は、大幅な非課税枠が設けら
れています。2019年10月
から2020年3月31日中に
子や孫へ住宅購入資金として
贈与をした場合、最大300